



意匠出願

事務処理欄

説明を読んでください。本書式への記入について疑問や質問がある場合は IP オーストラリアに連絡してください。特許法の規定に従い、本書式にて提供される情報はインターネット等で公開されることがあります。

出願人詳細

登録意匠オーナーとして登録簿に登録される出願人

氏名又は社名			
住所			
	国	州	郵便番号

通信書簡の送付先にあたるオーストラリアの業務用住所（郵便番号を含む）

業務用住所			
	州	郵便番号	
代理人氏名 (代理人がいる場合)			

連絡詳細

電話番号 ()	ファックス番号 ()
携帯電話番号	
e メールアドレス	

意匠数

本願の意匠数

注: 本願が複数意匠のためのものである場合は、各意匠につき意匠詳細記入用紙(裏ページ参照)を記入してください

署名	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	氏名(活字)	氏名(活字)
	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	日付	日付
	<input type="text"/>	<input type="text"/>

出願に含まれる全意匠につき意匠詳細が同じ場合は空欄にチェックマークを記入してください。
又は
複数の出願がある場合は本紙を複製してください(1意匠当たり1枚使用)

意匠詳細

意匠数 合計 貴殿の意匠照会

製品: 意匠の関係製品を記入してください

新規性・独自性の声明

意匠の視覚的特徴を新しく独特なものとして区別する場合はその声明を下に記入してください(又は添付してください)

創作者詳細

創作者を記入してください

条約優先権の主張(該当する場合のみ)

優先権を主張する場合の詳細

条約国	提出日	基本出願番号
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

除外意匠(該当する場合のみ)

重要: これは最初の出願の意匠が登録もしくは公開される前に申請しなければなりません。

当初の意匠番号

登録申請

私/私達は意匠の登録を申請します

重要:

- ・意匠出願の提出時に登録申請がなされない場合は、意匠の優先日の6ヶ月以内に登録又は公開申請を提出しなければなりません。さもないと出願は失効します。
- ・意匠出願が複数意匠のためのものである場合に全意匠につき登録を申請しないと、後ほど残りの意匠の登録を申請できなくなることがあります。